

# 気づき通信

平成25年 4月特別号

長公認会計士事務所

〒810-0001

福岡市中央区天神 3-4-5 ピエトロビル 6階

TEL092-731-4640/FAX092-731-4628




<http://www.chou-acctg.com>



笑 い 話

(インターネットの世界から)



- ◎この前出かけているときに、俺から家に電話があったらしい。そうです、オレオレ詐欺です。相手「仕事でトラブっちゃって・・・」母「あんた仕事していたの!？」相手「・・・うん」
- ◎コンビニで「あたためますか?」「俺たちみたいにアツアツで www」って言っているバカップルがいたけど、チンしたあとの店員さんの「すぐ冷めるのでお気をつけください(ニコッ)」って対応が神過ぎて感動した。
- ◎高校のときのクラスで起こった出来事です。友人は、部屋が暗いので照明をつけて欲しいという意味で「先生、暗くありませんか?」と言いました。すると先生は不機嫌そうに一言。「私はこういう性格なのです。」
- ◎小学生の時のハナシ。うちのクラスでは「給食は、体調が悪くないときだけ残していい。ただし、残すときは先生にどこの具合が悪いのか言うこと」と言う決まりがあった。みんなが「おなかが痛くて」とか「頭が痛くて食欲がない」とか言う中で、友人のS君だけは「足が痛くて・・・」とっていました。ちなみに先生は残すのを許可してくれました。
- ◎友人が海外挙式したときの事。外人神父さんのたどたどしい日本語をきいているうち誓いの宣誓を「チッカイマース」とつられて答えてしまった。
- ◎うちの母が昼寝をしているときに「眠い。眠い。」と寝言を言っていた。
- ◎数ヶ月前、小2の娘の机が汚かったのでおもいきり怒った。ある日、ふと娘のメモ帳を見ると、走り書きで「お母さんは自分にあまい」とあった。もったもです。すみません。





## 消費税の増税と相続税の増税



税金の世界では、平等重視の税制がいいのか、それとも格差是正の為の税制がいいのか、という議論が続いています。

日本国では長らく、所得の高い人からはより高い税率による所得税を取り、財産の多い人からはより高い相続税を取るべきだ、これが格差の拡大を抑え皆が豊かになる方法だ、という考え方が一般的でした。

日本国は租税教育が行き届いておりますから、中学の社会科の授業でそのように解答しないとマルはもらえません。国税庁はいつも小中学校で租税教育に対する作文や標語を募集しています。これが有効だったのは日本経済が成長していた時期と重なったからだという説もあります。

逆に行き過ぎた格差是正策として、高い所得税率や相続税率は国の活力を無くしてしまう。従って国の活力を取り戻すためには所得税の税率や法人税の税率の引き下げ、相続税の税率を引き下げるべきだという意見があります。

これを大胆に実行したのが、英国のサッチャー首相であり、アメリカのレーガン大統領でした。勿論、税制を変えただけで経済が復活したのではなく、いわゆる規制の撤廃（日本では規制緩和と翻訳されています）により、より民間の活力を引き出した事がイギリスやアメリカの経済を復活させたきっかけになったとされています。

逆に消費税というものは大衆課税です。皆が平等に一律に使った消費金額に対して負担する税金です。

日本国は長年の財政赤字からの脱出と社会保障の充実を名目に消費税の増税を昨年 8 月に決定しました。

政権が変わりましたが、格差の是正という名目、つまり一般大衆が消費税の増税で苦しむのだから、財産を持っている人たちも負担をそれなりにすべきだ、格差の是正にはそれが必要だという主張で相続税の増税を行うことになりました。

従って、消費税の増税に合わせ、相続税は平成 27 年 1 月から増税されます。

### 【消費税の増額】

平成 26 年 4 月 1 日	5% から 8% へ
平成 27 年 10 月 1 日	8% から 10% へ

(大衆課税)

これに対応して、

### 【相続税の増税】

平成 27 年 1 月 1 日から増税

(富裕層課税)

民主党が政権をとった時に真っ先に行った税制改正の1つは、自宅を相続する人に対する特典を縮小し相続税を増やすことでした。

その結果(平成22年3月税法改正成立、4月より実施)、平成22年度の相続税の税収1兆2,500億円が平成23年度は約1兆5,000億円に跳ね上がりました。

平成23年2月には相続税の大幅引き上げを目的とする税制改正案を国会に提出しましたが、3月の東日本大震災の発生により結局税制改正は成立しませんでした。

しかしながら、平成24年の税制改正の消費税の引き上げに関する税制改正と併せ相続税を引き上げるという合意が民主党、公明党、自民党の間でなされ、自民公明の新政権のもとで相続税の引き上げが平成27年1月1日以降の相続から引き上げられるという形で合意されました。

そのため、最近の新聞を見てみますと相続税や遺産分割に関する記事がほとんど毎日のように何かしら載っています。それだけ関心が高いということでしょう。

相続税の税収だけで見えていきますと、一番高かったのが平成5年の2兆9,300億円(亡くなられた方100人につき6人が相続税を払った)、相続税を払う比率が一番高かったのは昭和62年(亡くなられた方100人につき7.9人が相続税を払った)税収は1兆7,800億円です。

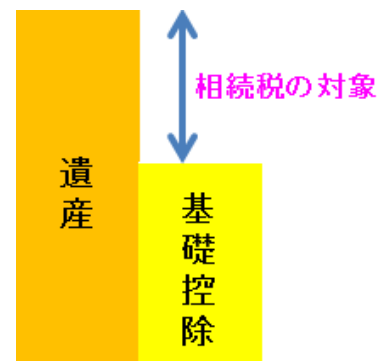
ただし、死亡者の数が違います。昭和62年は75万1,000人、平成5年は87万9,000人、平成22年は119万7,000人。

直近では、100人亡くなったうち4.2人が相続税がかかるだけの財産を残して亡くなっているとされていますが、これが今回の相続税の増税で平成27年以降100人亡くなったうち7人以上が相続税のかかる財産を残す形になるのではないかと推測されています。

どのような方法で相続税がかかる人を増やすかという、相続税がかからない最低金額(これを基礎控除といいます)を引き下げる、及び相続税の税率を引き上げる、の2つの方法です。

### 【相続税のかからない財産(基礎控除)】

＜現行＞
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人
＜平成27年1月1日以降＞
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人



例えば、ある方がお亡くなりになり、残された法定相続人が3人だったとすると、現在は8,000万円(5,000万円+1,000万円×3人)を超えた財産を残されている方について相続税が課税されます。

これが、平成27年1月1日以降の相続からは、4,800万円(3,000万円+600万円×3人)以上の財産を残された人に相続税がかかるということになります。

従って、相続税のかかる対象者も増えますし、相続税が従来からかかっていた人も相続税のかかる対象金額が増える事になります。

また、相続税の対象となる財産(基礎控除を引いた相続税の対象)が法定相続人1人当たり2億円を超える人については更に税率が多少高くなるという制度も導入されました。

## 【具体的な相続税の税額の増加】

### (1)相続人が配偶者と子の場合

	配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人		配偶者と子4人	
	現行税制	改正案	現行税制	改正案	現行税制	改正案	現行税制	改正案
6,000万円	0	90	0	60	0	30	0	0
8,000万円	50	235	0	175	0	137	0	100
1億円	175	385	100	315	50	262	0	225
1.5億円	600	920	463	748	350	665	288	588
2億円	1,250	1,670	950	1,350	812	1,217	675	1,125
2.5億円	2,000	2,460	1,575	1,985	1,375	1,800	1,238	1,688
3億円	2,900	3,460	2,300	2,860	2,000	2,540	1,800	2,350
5億円	6,900	7,605	5,850	6,555	5,275	5,962	4,750	5,500
10億円	18,550	19,750	16,650	17,810	15,575	16,635	14,500	15,650

※万円未満四捨五入

(単位：万円)

※配偶者が財産の2分の1を相続して、相続税ゼロを前提

### (2)相続人が子のみである場合

	子1人		子2人		子3人		子4人	
	現行税制	改正案	現行税制	改正案	現行税制	改正案	現行税制	改正案
6,000万円	0	310	0	180	0	120	0	60
8,000万円	250	680	100	470	0	330	0	260
1億円	600	1,220	350	770	200	630	100	490
1.5億円	2,000	2,860	1,200	1,840	900	1,440	700	1,240
2億円	3,900	4,860	2,500	3,340	1,800	2,460	1,450	2,120
2.5億円	5,900	6,930	4,000	4,920	3,000	3,960	2,400	3,120
3億円	7,900	9,180	5,800	6,920	4,500	5,460	3,500	4,580
5億円	17,300	19,000	13,800	15,210	11,700	12,980	9,600	11,040
10億円	42,300	45,820	37,100	39,500	31,900	35,000	29,600	31,770

※万円未満四捨五入

(単位：万円)

## 【相続税で自宅を売る？】

現在の自民党政権の基本的な考え方の一つに相続税の為に自宅を売らなければならないというのは自由主義社会の安定性を壊すという考え方があります。

このため、今回相続税の対象者を増やす税制改正が行われますが、同時に自宅についての相続税の軽減がより広く受けられるような仕組みを導入しています。具体的には相続税の試算をする時に担当者からご説明させていただきます。

なお、**相続税**の為に自宅を売る必要はまず有り得ないという説明をしましたが、これはあくまでも相続税の為に自宅を売る必要が無いという意味でして、自宅以外に相続財産が無く**財産分け**でもめる場合は当然、自宅を売って現金で相続人がお金を分けるということが、相続税がかかる、かからないに関わらずあると聞いています。



## 孫に対する教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度



### 【子や孫に対する教育資金の一括贈与の非課税制度】

相続税の増税とは本来直接関係は無いのですが、高齢者がもっている金融資産を早目に孫の世代に非課税で贈与する制度が教育資金に限定（1,500万円迄）して導入されました。高齢者の子供がその子供（高齢者にとっては孫）の教育資金の負担と貯蓄をしていくものですが、それではせっかく高齢者が持っている資金が活かせない。かといって実際に教育資金がある時に祖父母が贈与をしていくのでは贈与が受けられるかどうか分からないという事でなかなか不安である。そのような事を考えあわせてこの度、教育資金の一括贈与に関する非課税制度という画期的な制度が導入されました。

典型的な例で考えると、祖父母が孫の教育資金として信託銀行に1,500万円を預ける。信託銀行は教育資金に限り、その預金を払い戻したりすることが出来るという制度です。

孫が30歳になった時に、もしお金が残っていればその分だけ孫が祖父母より贈与を受けたとして贈与税を払うというシステムになっています。

このポイントは3つです。

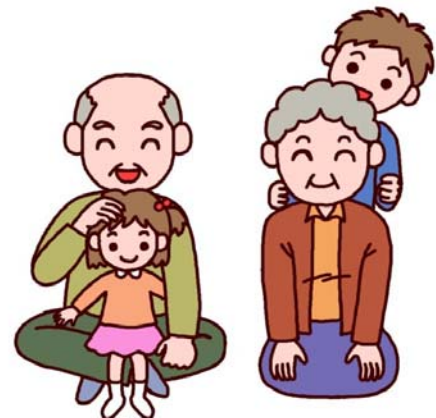
- ①贈与できる期間は 平成25年4月1日 から 平成27年12月31日  
**贈与できる期間が限定**されています。税法ですから延長されるかどうか分かりません。
- ②孫一人あたり1,500万円が限度
- ③資金の使い方 教育資金（学校、学校以外の一定のもの）

この制度は、毎年の110万円の贈与税の控除額とは別に認められている。事実上、信託銀行が間に入るので教育資金以外には使うことが実質的には難しい（孫に贈与して孫がそのお金で遊んでしまうという事を防げるという意味です）。

イメージを図で示している、三井住友信託銀行のパンフレットも同封していますので参考にしてください。

今、お客様からの質問が多い事項でありますし、信託銀行も大変問い合わせが多いとの事です。実際には手続きを行う時には戸籍謄本等一定の書類が必要です。

信託銀行に出かける前に電話で予約をし、必要な書類等を確認してから行かれる事をお奨めいたします。



## 【教育資金の範囲】

### ＜対象となる学校＞

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育校（中高一貫校）、特別支援学校
- ・大学、大学院
- ・専修学校、各種学校
- ・保育所、保育所に類する施設、認定こども園
- ・外国の教育施設のうち一定のもの（インターナショナルスクールなど）
- ・水産大学校、海技大学校、海士技術短期大学校、海士技術学校、航空大学校、国立看護大学校
- ・職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校

### ＜対象となる教育費＞

- ・入学金、授業料、入園料、保育料など
- ・施設設備費、教育充実費、学校給食費など
- ・修学旅行費、遠足費など
- ・教科書代、学用品費など

上記費用は学校等に直接支払い、学校等から領収書を発行してもらえることが要件です。

**※下宿代・留学費用などは対象にならないため注意が必要です。**

学校等に支払う費用以外でも 500 万円までは一定のものが教育費として対象になります。

### ＜学校等以外で対象となる項目＞

- ・学習（学習塾、家庭教師、そろばんなど）
- ・スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導費用など）
- ・文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）
- ・教養の向上のための活動（習字・茶道など）

### ＜対象となる費用＞

- ・月謝、謝礼、入会金など
- ・施設利用料
- ・使用する物品の購入（指導を行う者の名で領収書が出るものに限る）

※個人で購入した場合（例：塾のテキストを一般書店で購入、野球グローブを専門店で購入など）は対象となりません。

また学校等で必要となるものを、業者から直接購入した場合（業者から領収書が出る場合）で学校等が必要と認めたものについては、500 万円の非課税の中に含まれることになります。

非課税制度を使うためには、領収書を金融機関に提出する必要があるため、教育に係ると思われる費用については、領収書をもらうことを心掛けておく必要があります。

最後に、この制度で注意しておかないといけない点は、孫が30歳になった時に一括贈与の残高が残っている場合には、その残高に贈与税が課税されてしまうことです。

つまり、孫がすでに大学卒業している場合には、効果が薄いので、贈与する金額も考える必要があります。

## 【どの金融機関を選ぶか】

教育資金一括贈与は信託銀行や銀行等の金融機関に預けます。問題になるのは、どこの金融機関に預けるかということです。

なぜなら、新聞報道等によると、銀行の預金が他の銀行に持っていかれるという事で、地方銀行を含めどの銀行も教育資金投資信託を扱うとして争奪戦が行われているという事です。

ここで私なりの考えを整理して述べさせていただきます。

### 1. 信頼性

つまり、これは最長30年間教育資金を預けていくことになります。(孫が0歳から30歳まで)その間、安定した経営が出来ると思われる金融機関でなければなりません。その裏側には富裕層の取り込みが背景にあります。

しかも、その手数料は極端に安い(無料も多い)と報道されています。一方、法律的には平成27年までの贈与に限られていて、その後継続されるかどうかは分かりません。

しかし、少なくとも平成27年度までに贈与した部分については、最長30年間の期間金融機関にとってはこの制度が続くことになる。果たして、どの金融機関が誠実にこれを守ってくれるのであろうか、という話です。今までの、信頼性はどうかということになると、このような信託を多数扱ってきた信託銀行の経験と実績を考えざるを得ません。

### 2. 単に預けるだけではない。コンサル機能が必要です

単にお金を預かっているというだけではありません。預かる時に色々とその家庭環境に与える影響を考えなければなりません。

つまり、その預ける人の財産構成からみて果たして預けた方が良いのかどうか、という問題です。そのような事までコンサルした上で預かるというのが本来の立場でしょう。

さらに、今回各金融機関がこれを扱うのは、富裕層について色々な取引をしたいという事が背景にあります。そのような富裕層の取引を従来から遺言信託や不動産の取引等を通じコンサルティング機能を行ってきた信託銀行が一日の長があることは間違えありません。

私が知っている金融機関の中で最も信頼性が高いと思われる三井住友信託銀行から資料を頂いて同封しております。

### 3. 厳格に預かってくれるか

法律上は、お金は孫(もしくはその親権者である親)が先に払いだしても良いことになっています。そして、後から領収書を持ってくれば教育資金、持ってこなければ一般贈与として孫が30歳の時に精算という約束です。仮に、親が孫へ贈与したつもりであっても、そのお金を子(孫の親)が遣い込むこともあり得る訳です。

やはり一部の信託銀行が定めているように、親が教育資金を先に立て替え払いして銀行に領収書を持って来て預金を引き出すか、あるいは請求書を持ってきて、銀行から教育機関へ直接振込むのかでなければ孫は思わぬ贈与を祖父母からもらったことになってしまいます。



## シンガポール 社内旅行記



このところ寒暖の差が激しく、体調管理にも気を使う福岡から平均最低気温 24℃・平均最高気温 34℃という、まさに常夏の地シンガポールへ事務所旅行で行ってきました。

SMAPのテレビCMで有名なマリーナ・ベイ・サンズに泊まる！

3泊4日 ワクワクの旅でした。

4月4日（木）福岡空港を飛び立ち6時間あまり、夕方シンガポールのチャンギ国際空港へ到着です。

国際空港からひとまずホテルへ。噂には聞いていましたが、屋上に横たわる壮大なプールを見上げつつ驚愕。

まずチェックイン。マリーナベイサンズホテルは2500部屋もありますが、部屋は広くてきれいでした。カジノも併設（粗利2,500億円）のため、カジノ客を増やすためにも、リッチな部屋ながら安い料金で泊まれるのでしょうか。



その夜は、ホテルの対岸にあるマライオン公園近くのレストランで全員揃っての会食会を予定しておりまして、タクシー数台に分かれて移動。

タクシーの運転手とのコミュニケーションが上手くいかず（英語の発音がどうもお互い違うらしい…）何人か行方不明になりましたが、なんとか集合時間の1時間遅れで集まりました。無事にクラブ（カニ）をまるごと茹でたチリ・クラブを美味しくいただくことができ良かったです。



4月5日（金）、4月6日（土）は空港への出発時間（翌日午前1時）までフリータイム。

出だしの5日は快晴、次の6日は小雨のち曇り、一時どしゃ降り（スコール）といった天気でしたが、オプションツアーで市内観光に出かけたグループやシンガポールの南端にあるセントーサ島のユニバーサル・スタジオで弾けた女性陣、20数年前シンガポールを訪れた際、改装中で見ることのできなかつた念願のラッフルズホテルを満喫した年配者、またシンガポールとインドネシアが共同開発した風光明媚なリゾート地ビンタン島へマリンスポーツを求めて渡った元氣者、カジノでの勝負人、各人思いの自由行動でした。



シンガポール共和国は、面積が東京23区と同程度、人口約535万人、マレー語・英語・中国語（北京語）・タミル語を公用語とする他民族国家で、チャイナタウンやアラブ・ストリートは、さすがに大型ショッピングモールが軒を重なるオーチャード・ロードとは趣を異にし、それぞれが発する異文化パワーが、シンガポールという国にぎゅっと凝縮されている、そんな印象をうけました。

街に高層ビルがあふれ、急速に発展しているという活気を感じさせてくれる所でした。

